

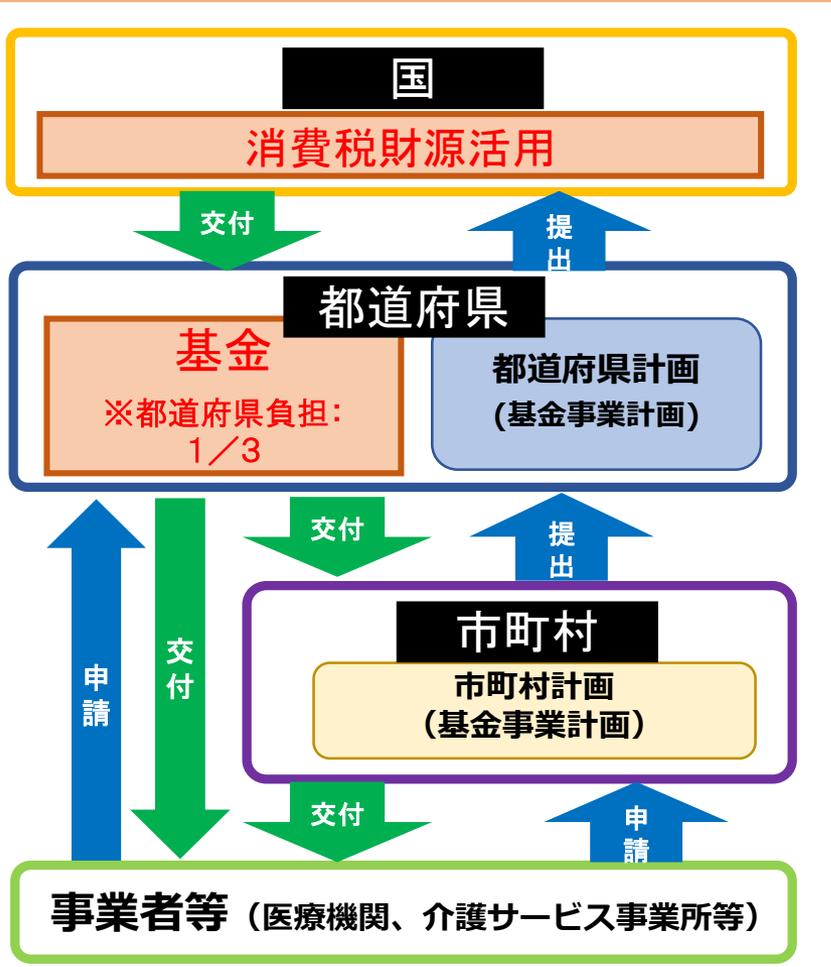
平成30年度【実施予定事業】

地域医療介護総合確保基金（医療分）
を活用した医療機関等を
対象とした主な補助事業

地域医療介護総合確保基金

H30政府予算 934億円(医療分)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画(基金事業計画)

- 1 基金に関する基本的事項
 - ・ 公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・ 事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・ 診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 2 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - ・ 医療介護総合確保区域の設定
 - ・ 目標と計画期間(原則1年間)
 - ・ 事業内容、費用の額等/事業の評価方法

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 医療従事者の確保に関する事業
- 4 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

病床機能分化・連携促進基盤整備事業（H30予定）

地域医療構想の策定・実現を見据え、病床機能分化・連携を促進するため、各医療機関が実施する**病床機能の再編などの整備**に対して支援。

- 急性期病床等から**回復期病床（地域包括ケア病床を含む）等**への転換支援
- **病床のダウンサイズに伴う診療所等の整備や診療機能強化等**への支援

【病床機能の転換】

区分	内容	補助基準額	補助率
施設整備	病床機能を転換するために必要な病室や機能訓練室等の新築・増改築・改修	5,022,500円× 転換前病床数	1/2 以内
設備整備	病床機能転換に必要な医療機器等整備	10,800千円	

整備年度	整備数	整備圏域等（内訳）					
		南渡島 [2施設] (54床)	札幌 [1施設] (48床)	中空知 [1施設] (44床)	西胆振 [1施設] (48床)	北網 [1施設] (5床)	釧路 [1施設] (54床)
H26	6圏域 [7施設] (253床)						
H27	3圏域 [3施設] (107床)	北渡島檜山 [1施設] (40床)	上川北部 [1施設] (58床)	釧路 [1施設] (9床)			
H28	4圏域 [4施設] (138床)	札幌 [1施設] (40床)	東胆振 [1施設] (50床)	上川中部 [1施設] (38床)	十勝 [1施設] (10床)		
H29	2圏域 [2施設] (54床)	稚内 [1施設] (50床)	十勝 [1施設] (4床)				3

【病床の適正化を図るための転換】

区 分	内 容	補助基準額	補 助 率
施設整備	病室や診療室等への転換など、病床の適正化のために必要な新築・増改築・改修	5,022,500円× 整備前病床数	1/2 以内
設備整備	病床の適正化のために必要な機器等の整備	10,800千円	

整備年度	整 備 圏 域 等 (内 訳)
H29	十勝[1施設] 急性期4床を回復期へ転換 宗谷[1施設] 急性期50床を回復期へ転換

【理学療法士等の確保・資質向上】

区 分	内 容	補 助 基 準 額	補 助 率
雇用経費	急性期から回復期などに転換する病院の理学療法士等雇用経費	1人につき 給与(上限350千円)×12月 (計 4,200千円上限)	1/2 以内
研修経費	理学療法士等(PT等)を所属外の病院で技術研修を受講させる場合や指導的PT等の派遣を受ける場合の病院を支援	受講料 @10千円×240日 指導的職員派遣 @40千円×240日	

病院機能の再編・ネットワーク化 (病床機能分化・連携促進基盤整備事業)

- 病院機能の再編・ネットワーク化するために必要な病院の施設・設備整備を支援。
- 事業の実施にあたっては、再編・ネットワーク化する各病院の機能や役割を明確にし、病院間で連携を図ること。

【病院機能の再編・ネットワーク化】 平成30年度事業内容(予定)

区 分	内 容	補助基準額	補 助 率
施設整備	再編・ネットワーク化に必要な病室や診察室等の 新築・改築・改修	5,022,500円× 再編等により整備する 病床数	1/2 以内
設備整備	再編・ネットワーク化に必要な医療機器等整備	10,800千円	

患者情報共有ネットワーク構築事業（H30予定）

ICTを活用して患者情報を共有することで、関係者間の連携の推進、救急医療等の効率化等を図る。

※介護サービス事業者を含んだ形でのネットワーク構築も対象

事業名	概要	補助基準額	補助率
患者情報共有ネットワーク構築事業	<ul style="list-style-type: none">医療機関等相互における役割分担、連携の推進、救急医療の効率化を図るためのネットワークシステム設備整備に補助※介護サービス事業者も含む既存ネットワークシステムの公開型病院の拡大	1 病院等当たり 30,000千円 1 診療所等当たり 20,000千円	1/2 以内

事業名	概要	補助基準額	補助率
患者情報共有ネットワーク導入アドバイザー事業	<ul style="list-style-type: none">地域にふさわしい継続性のあるネットワークの導入に向けてICT専門家からアドバイスを受ける費用を補助（委託費、報償費等）	1 医療機関等当たり 823千円	10/10 以内

（補助対象者：医療機関、市町村、医師会）

事業名	概要	補助基準額	補助率
防災用診療情報バックアップ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水など非常時の診療情報の喪失防止のため、診療情報等を電子媒体により外部保存するための設備整備に補助 	1 病院当たり 12,000千円	1/2 以内

(補助対象者:病院)

遠隔医療促進事業（H30予定）

遠隔地の医療機関に対し、ビデオ会議システムを活用して支援を行うことにより、医療の地域格差解消や医療の質及び信頼性の確保を図るための取組を促進。

設備整備事業

区 分	対象経費	補助基準額	補助率
遠隔地の医療機関をビデオ会議システムを活用して支援する医療機関	遠隔医療促進事業に必要な備品購入費（取付工事料を含む）	3,000千円	1/2 以内
遠隔地の医療機関をビデオ会議システムを活用して支援を受ける医療機関	遠隔医療促進事業に必要な備品購入費（取付工事料を含む）	2,000千円	

遠隔相談事業

区 分	対象経費	補助基準額	補助率
この補助金により設備を整備した医療機関等を支援する医療機関	遠隔相談の実施に必要な経費（給料、需用費、通信運搬費、使用料等）	6,000円/時 （1週間の上限： 5時間）	10/10 以内

（補助対象者：医療機関）⁸

遠隔医療促進事業 (在宅患者遠隔支援事業)

I C Tを活用したコミュニケーションツール等の設備整備を行い、在宅患者等の遠隔医療等を行うことについて支援

在宅患者遠隔支援事業

平成30年度事業内容(予定)

区 分	対象経費	補助基準額	補助率
設備整備事業	在宅患者遠隔支援に必要な備品購入費 (取付工事料を含む)	5,000千円	1/2 以内
導入運営事業	遠隔医療等を実施するためのコンサルタントなど外部専門家のアドバイザー費用 (委託費、報償費等)	2,699千円	10/10 以内

(補助対象者:離島、過疎地等の市町村)

地方・地域センター機能強化事業（H30予定）

地方・地域センター病院の地域医療支援機能を強化し、圏域におけるきめ細やかな医療提供体制を構築。

区 分	内 容	補助基準額	補助率
医 師 派 遣	同一又は隣接医療圏内への医師等医療従事者の派遣に要する経費への支援（開設者が同一である医療機関への派遣は対象外）	61千円×延日数 （上限なし）	1/2 以内
看 護 師 等 派 遣		25千円×延日数 （上限なし）	
設 備 整 備	後方医療機関として必要な医療機器の整備、研修会に活用するための医療機器等への支援	10,800千円	
研 修 会 等 開 催	地域に開放した研修会等の実施に要する経費への支援（医療関係者や住民に対し、地域医療構想を周知し、意見交換を行うための講演会・シンポジウム等も対象）	300千円×回数 （上限なし）	

H30年度より、「研修会等開催事業」の補助対象とする対象回数（4回まで）を廃止。

在宅医療提供体制強化事業（H30予定）

介平成30年度から義務化された、介護保険制度における
「在宅医療・介護連携推進事業」（市町村事業）への支援等により、
 地域における**在宅医療提供体制の強化**を図る。

メニュー	内容	実施主体	補助率
在宅医療支援 グループの 運営等	在宅医療を実施する医療機関や地区医師会等が事務局となり、在宅医や在宅医療未経験の医師、急変時の受け入れを行う医療機関によるグループを編成し、主治医・副主治医制、夜間休日不在時の代診制、受入病床の確保を通じて、新たな在宅医を養成するほか、カンファレンスの実施、看取り・緩和ケア・リハビリなどテーマ別研修に要する費用に対して補助	医療機関 都市医師会 市町村	10/10
訪問診療用 ポータブル 機器整備	エコー、心電図など、訪問診療の充実に資する医療機器購入経費の一部補助 【基準額】医療機関 150万円、都市医師会 300万円	医療機関 都市医師会	1/2
訪問看護 ステーション 設置促進等	訪問看護ステーション不足地域におけるステーション設置等に対する立ち上げ支援補助	市町村	1/2

女性医師等就労支援事業（勤務体制整備事業）【H30予定】

[目的等]

医師国家試験合格者に占める女性の割合は3割

85%の女性医師は65歳まで働く意欲がある

医療施設に従事する医師に占める女性医師の割合は、北海道は全国ワースト2位。(H28三師調査)

女性医師が働きやすい職場環境づくりを推進することにより医師を安定的に確保

[事業内容]

区 分	事業内容	補助基準額 [補助率：1/2以内]	補助対象経費
短時間正規雇用制度導入	短時間正規雇用制度を導入した医療機関に対し、代替医師の雇用に必要な経費を補助	■短時間正規雇用等を実施する場合 600,000円×運営月数	勤務体制整備に必要な次に掲げる経費
宿日直免除等	宿日直の免除等、勤務条件の緩和を行う医療機関に対し、代替医師の雇用に必要な経費を補助		■独立したスペースにおいて病児病後児保育を実施する場合 341,260円×運営月数 ■上記以外の子育て支援を実施する場合 187,560円×運営月数
病児病後児等子育て支援	病児病後児保育の実施や学童に対するキッズスクールの開催等、子育て支援を実施する医療機関に対し、各種取組に必要な経費を補助		

医療勤務環境改善支援事業（H30予定）

目的

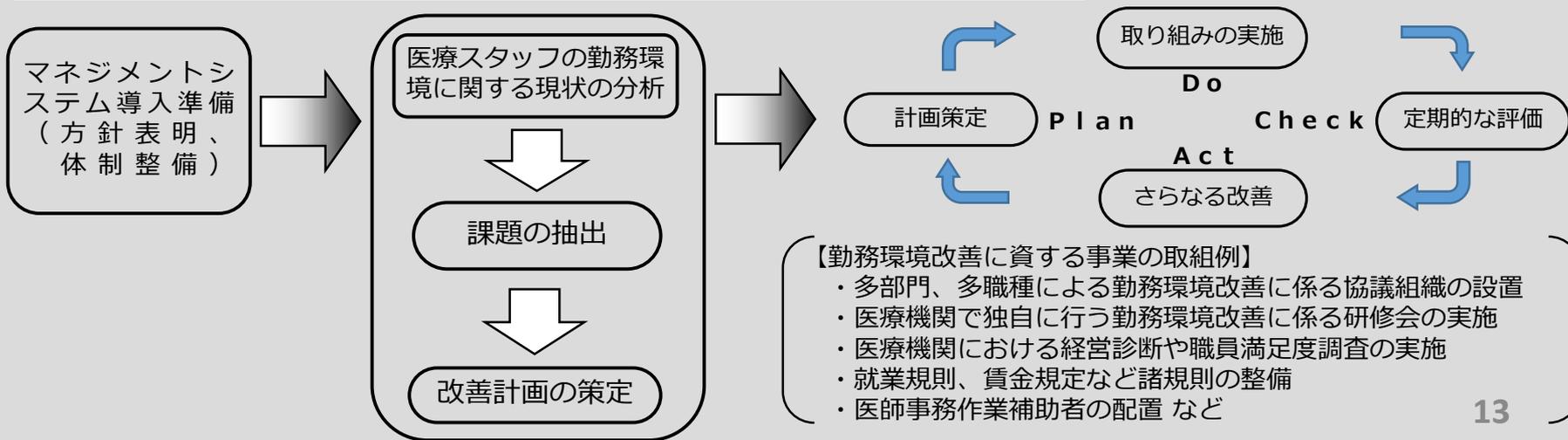
医療機関で働く医療従事者の勤務環境を改善し、離職防止や定着促進を図るため、医療機関が主体的に取り組む勤務環境の改善に資する事業に対して支援する。

補助内容

病院が策定した勤務環境改善計画に基づき取り組む勤務環境改善事業の実施に必要な費用の一部を補助。

補助対象施設	道内に所在する病院
主な補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針」に基づき勤務環境改善計画を策定又は補助事業実施期間内に策定に着手していること。 ・実施する事業は上記計画に関連して実施するものであること。 ・事業の実施にあたっては、北海道医療勤務環境改善支援センターと連携し実施すること。
補助対象経費	講師謝金、旅費、需用費(消耗品費及び印刷製本費)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、医師事務作業補助者の給与
補助基準額等	1施設につき1,500千円（医師事務作業員の配置については、250千円×12月×1/2=1,500千円）

医療勤務環境マネジメントシステム概要（医療機関における取組）



救急勤務医・産科医等確保支援事業（H30予定）

救急勤務医や産科医等に手当を支給することにより、処遇改善を通じた医師の確保を図るとともに、臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し研修医手当を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図る。

事業区分	補助対象	交付要件	補助基準額	補助率
救急勤務医手当	二次救急医療機関 周産期 母子医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師への手当のうち、救急医療に従事することに対する対価であることが就業規則等に明記している次の手当 ・ H21.4以降に創設された手当 ・ H21.3以前に創設された手当を増額したもの（増額分のみ対象） 	1人1回当たり ■ 休日 2年目 6,785円 3年目 4,523円 ■ 夜間 2年目 9,330円 3年目 6,220円	1/3
分娩手当	分娩を取り扱う 病院、診療所、 助産所	<ul style="list-style-type: none"> ● 就業規則等において、分娩を取り扱う産科医及び助産師に対して支給される分娩手当等を明記 ● 1分娩当たり、一般的に入院から退院までの分娩費用として徴収する額が55万円未満 	1分娩当たり 10,000円	
新生児医療担当医手当	NICUを有する 医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 就業規則等において、NICUに勤務する医師に対して支給される新生児医療担当医手当等を明記 ● 診療報酬対象のNICUがある施設 	新生児1人当たり 10,000円 (NICU入院初日のみ)	
研修医手当	産科専攻医を受け 入れている卒後研 修指導施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 就業規則等において、産科専攻医に対して支給される研修医手当等を明記 ● 臨床研修修了後、産婦人科専門医の取得を目指す産科専攻医を受け入れている卒後研修指導施設 	研修医1人1月 当たり50,000円	

医師・看護師等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保を図るため、医療法が改正され、平成26年10月1日から各医療機関が勤務環境の改善に取り組むことが努力義務化されました。

E-mail: iry-center@hit-north.or.jp

URL: <http://www.iryokinmukankyo.sakura.ne.jp/>

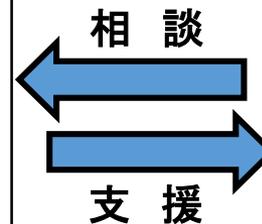
スタッフが働きがいのある
快適な職場づくりを応援いたします

北海道医療勤務環境改善支援センター(委託)

各医療機関が勤務環境改善マネジメントシステムに基づき策定する「勤務環境改善計画」の策定等を専門アドバイザーにより、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的にサポート。

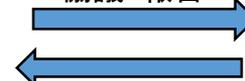
【業務内容】

- 医療機関からの相談対応(電話・来所・メール等)
- 勤務環境改善計画策定に向けた導入支援及びフォロー
 - ・ 医療機関の求めに応じ医業経営アドバイザー等の派遣
 - ・ 計画策定後のPDCAサイクルを運用するためのフォロー
- 医療機関の実態や先進事例を把握するための調査と情報提供
- マネジメントシステムや手引書の活用等に関する研修
- 勤務環境改善の重要性やセンターの活用を促す普及啓発



医療機関

協議・報告



企画・評価

センター運営協議会

北海道医師会、全日本病院協会北海道支部、日本病院会北海道ブロック支部、北海道病院協会、北海道精神科病院協会、北海道看護協会、北海道社会保険労務士会、連合北海道、北海道労働局、北海道

北海道小児救急電話相談

北海道では、夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、保護者等が専任の看護師や医師から、症状に応じた適切な助言を受けられる「北海道小児救急電話相談事業」を実施しています。

【相談の例】

- 子どもが熱を出して、下痢をしています……
 - 子どもの咳が止まらなくて……
 - 子どもが誤って洗剤を飲んでしまって……
- など、小児救急に関する様々な相談を受け付けています。

【電話番号】

- ・ 短縮ダイヤル #8000
- ・ 011-232-1599

※短縮ダイヤル「#8000」は、ご家庭のプッシュ回線及び携帯電話からご利用いただけます。(IP電話、ひかり電話及びPHSからはつながりません)

【電話相談受付時間】

毎日 (365日) 19時～翌朝8時

電話相談は家庭での一般的対処に関する助言・アドバイスであり、電話による診断・治療はできませんのであらかじめご了承ください。

北海道小児救急電話相談

お子さんが急な病気やケガで困ったとき電話してください



- ◆相談対象者◆
北海道内に在住又は滞在している子どもの保護者等
- ◆相談の例◆
 - ！ 転んだ、頭をぶつけた……どうしよう？
 - ！ 熱が出た……何℃まで様子を見たらいいのかな？
 - ！ すぐに医療機関を受診させた方がいいのかな？

相談時間

毎日 夜7時から翌朝8時まで

電話番号

いーこきゅうきゅう

011-232-1599

または

#8000 (短縮ダイヤル)

※IP電話、ひかり電話及びPHSからはつながりません。

※電話相談は家庭での一般的対処に関する助言・アドバイスであり、電話による診断・治療はできませんのであらかじめご了承ください。

●小児科医の支援体制のもとに看護師が相談に応じます(午後7時から午後11時までは道内の小児科医・看護師が対応し、午後11時から翌朝の午前8時まではコールセンター(道外の小児科医・看護師)で相談に応じます)。

北海道 詳しくはこちら(北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課ホームページ)
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/kyukyuu/denwasoudan.htm>

子育て看護職員等就業定着支援事業（H30予定）

医療機関における病院内保育所の運営費の一部を助成する。

【補助基準】

（補助率）2／3（市町村は1／4）

（補助単価）153,700円／月・人＋下記実施加算

（対象経費）保育士人件費、委託料（保育士人件費相当分）

（補助区分等）保育児童数等に応じ、下記区分における補助人数分の人件費を補助

（地域調整率）第二次保健医療福祉圏別に人口対看護職員就業数に応じ、調整（×1～1.15）

区 分	保育児童数	保育時間	保育士等数	補助人数
A型特例	3人以下	8時間以上	2人以上	1人
A型	4人以上	8時間以上	2人以上	2人
B型	10人以上	10時間以上	4人以上	4人
B型特例	30人以上	10時間以上	10人以上	6人

※別途、保育料収入相当額の控除や、各医療機関における財政状況等を踏まえた調整を行う。

【実施加算】 各医療機関の院内保育所の運営状況に応じて、実施加算を設定

●24時間保育（加算額）17,060円／日
終日いずれの時間帯においても保育サービスを実施している病院内保育所に対する加算

●緊急一時保育（加算額）17,060円／日
緊急呼び出しにより、家庭で育児を行うことが困難な児童の保育を実施している病院内保育所に対する加算（24時間保育を実施している病院内保育所は補助対象外）

●休日保育（加算額）11,630円／日
日曜、祝日等においても保育サービスを実施している病院内保育所に対する加算

●病児等保育（加算額）187,560円／月
医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮が必要な児童の保育を実施している病院内保育所に対する加算

●児童保育（加算額）10,670円／日
医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童の保育を実施している病院内保育所に対する加算

※公的・市町村にあっては、実施加算の算定は『24時間保育加算』のみ

多様な勤務形態導入支援事業（H30予定）

概 要	出産や育児・介護だけでなく、キャリアアップや自己啓発など個々のライフステージに対応して働き続けることができるように、 短時間正職員制度の導入支援 を行う。
目 的	多様な勤務体系を導入することによって、医療機関における 看護職員の離職防止・復職支援 を図る。

正職員、短時間正職員・パートタイマーの一般的な相違

区 分	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	契約期間	退職金	昇 進
フルタイム正職員	○	○	○	無期	○	○
短時間正職員 (所定勤務時間数問わず)	○	○	△	無期	○	○
パートタイマー	△	△	△	有期	×	×

補助事業の内容

補助対象者	補助対象経費	補助基準額	補助率
多様な勤務形態の制度を導入する医療機関（国立、独立行政法人、道立を除く） （ただし、過去に当該補助金の受給実績がある場合を除く）	①雇用する短時間正職員経費（人件費、法定福利費） ②報償費 ③旅費 ④需用費（印刷製本費、会議費、消耗品費） ⑤役務費（通信運搬費、雑役務費）	2,291千円 （実支出額と比較して少ない方の額を選定）	1/2 以内

看護職員出向応援事業（地域応援ナース）H30予定

事業の目的

看護職員の地域偏在に対応するため、未就業者から「地域応援ナース」を発掘し、地方への就業（就業地域に短期間滞在）に至るまでの支援システムを構築する。

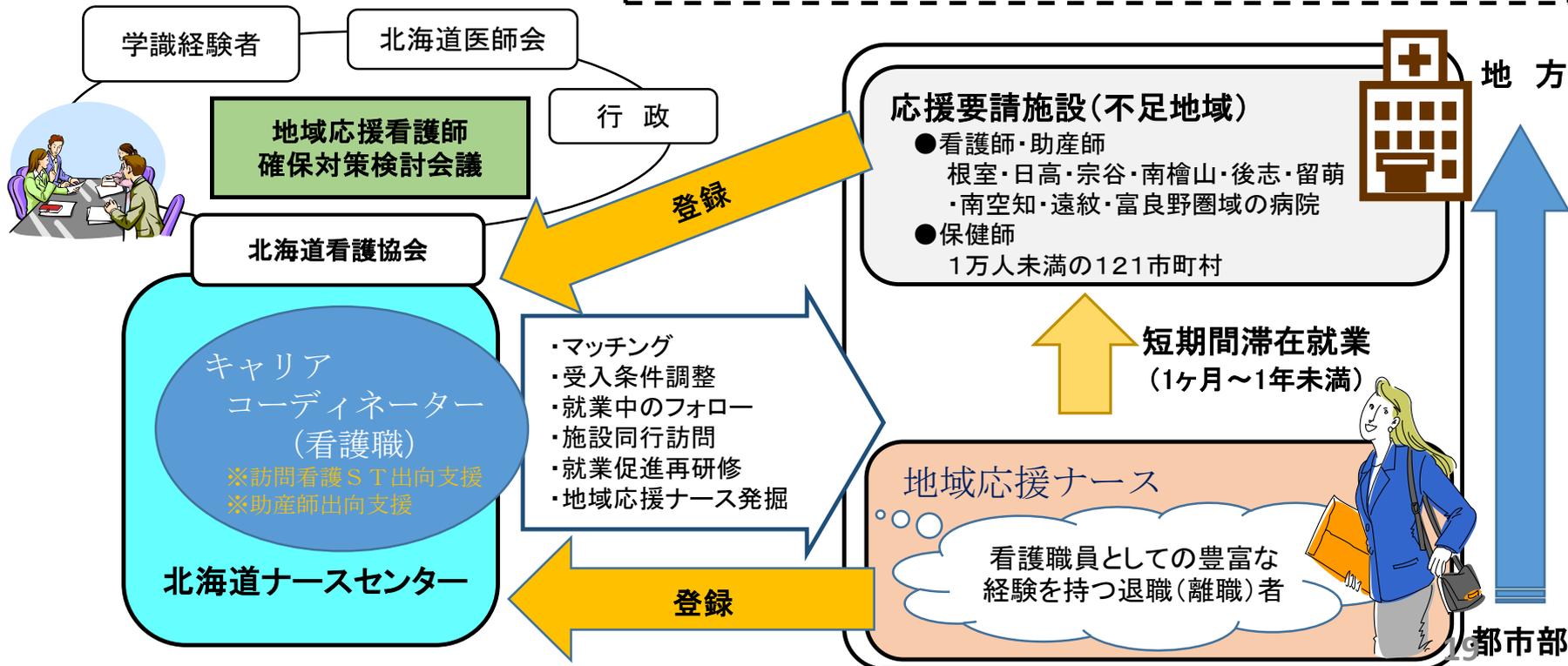
事業の概要

【検討内容】

- ・ 地域応援ナースの選考等
- ・ 地域応援ナース就業支援の評価・改善

★ 期待される成果 ★

- ・ 地域偏在の緩和
- ・ スタッフの業務量の軽減
- ・ スタッフへの教育的支援が可能（長期研修への派遣） など
- ・ 再就業支援の強化



届出制度を活用した看護職員の再就業支援（平成30年3月末実績）

看護師等の届出(4,955人)

◎初回支援計画：届出者全員に届出1週間後を目途に支援(4,955人)

支援内容)再就業支援に必要な情報確認、無料職業紹介事業の登録勧奨、離職理由に応じた復職意向の確認など

初回支援結果

平成29年10月31日現在登録者支援数 4,955人

(内訳：電話、メール、面接、郵送)

登録時点より
無料職業紹介事業
登録意向あり
(1,746人)

登録時点、無料職業紹介事業登録意向あり以外

説明を
ききたい
(46人)

無回答 (390人)
・届出者からの連絡待ち
・届出者による自主登録待ち
・連絡がとれない

希望なし
(2,773人)

初回支援により登録(524人)

求職者と
なるよう支援

無料職業紹介事業登録(2,270人)

(無料職業紹介、復職支援研修など)

情報提供

- ・定期的(3ヶ月、6ヶ月、1年)
- ・イベント、研修等案内

再就業
(955人)

未就業、就業者(看護師等・看護師以外)、学生、その他、無回答(1,315人)

従来の
ナース
センター
事業